



平成 26 年 3 月 26 日  
自 動 車 局

連節バス導入に関するガイドラインを作成しました！！

現在、一部地域において、通勤・通学時の混雑解消等の観点から連節バスが導入されているところですが、連節バスの導入に当たっては、関係法令に基づく様々な手続きが必要であることから、今後導入を検討している、或いは、導入を希望するバス事業者が、計画段階から、運行実現に至るまでの困難な過程を懸念されているものと考えられるところです。

このことから、今般、バス事業者が連節バスを導入するために必要な諸手続を具体的に示すとともに、導入に当たって留意すべき点等を掲載した「連節バス導入ガイドライン」を作成しましたのでお知らせします。（ガイドラインは別添のとおり）

つきましては、本ガイドラインを広く活用していただき、連節バス導入を希望される事業者の一助になることを期待するものです。

なお、本ガイドラインは、参考となる規程類とともに、自動車局ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/kokyokotsu.html> に掲載しておりますので、併せてお知らせします。

連節バスのイメージ



問い合わせ先

自動車局 技術政策課：塩田、松倉  
電話：03-5253-8111（内）42259、42214  
直通：03-5253-8590  
FAX：03-5253-1639  
旅客課：高橋、中村  
電話：03-5253-8111（内）41232、41234  
直通：03-5253-8571  
FAX：03-5253-1636